

木更津市営江川総合運動場
陸上競技場指定管理者
募 集 要 項

平成30年7月

木更津市健康こども部スポーツ振興課

木更津市営江川総合運動場陸上競技場指定管理者募集要項

木更津市営江川総合運動場陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を次のとおり募集します。

1 対象施設の概要

施設名	所在地	開設日 (予定)	敷地面積 (㎡)	施設
陸上競技場	木更津市江川 字北庭 1099番3ほか	平成31年6月	39,620㎡	陸上競技場 ※3種公認 陸上競技場 19,780㎡ 園路ほか 7,090㎡ 東側駐車場 2,930㎡ (大型9台、普通53台) 東側道路 1,000㎡ 東側調整池 8,820㎡ その他関連施設

2 指定管理者が行う業務

- (1) 木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年木更津市条例第11号）等に定めるところによる、陸上競技場の使用の許可に関する業務。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定による、陸上競技場使用料の徴収事務に関する業務。
- (3) その他陸上競技場の管理上、木更津市において必要があると定める業務。

※業務内容等の詳細については、「木更津市営江川総合運動場陸上競技場管理業務仕様書」のとおりです。

3 指定期間

平成31年6月1日から平成35年3月31日までの3年10ヶ月とします。

4 指定管理料等

- (1) 木更津市が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料の上限額は次のとおりです。
よって、この上限額を上回る応募は、失格となります。

また、この額については、木更津市が指定管理者に対して支払うこととなる消費税及び地方消費税相当額、その他公租公課が含まれたものですので、注意してください。

指定管理料の上限額 103,619千円（3年10ヶ月）

なお、上記金額は、今後見込まれる消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正による変動額（8%から10%）を加味して設定しており、平成31年10月から消費税10%を見込んでいます。

- (2) 木更津市が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料については、指定期間の全体額は基本協定で、毎年度の指定管理料は年度別協定で明示することとなります。災害等の特別の場合を除き、原則として増額しません。
- (3) 指定管理業務に係る経費は、会計年度毎に、分割（毎月を予定）で支払うものとします。請求時期は協定書で定めます。
- (4) 木更津市の財政状況等により、指定管理料の金額が変更となる場合があります。
- (5) 陸上競技場においては、地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制度を導入しないため、施設の使用料は木更津市の歳入とします。また、施設内に設置する自動販売機その他の目的外使用に関する許可及び使用料の徴収は木更津市で行います。
- (6) 管理運営に係る修繕に関し、指定管理者が費用負担し、その限度額を年間20万円とします。指定管理者の責めに帰すべき事由による修繕に要する費用は、指定管理者の負担とします。
- (7) 陸上競技場において使用する電気及び水道、携帯電話を除く電話料金については、木更津市が直接支払うこととするため、指定管理料には含まれません。

5 応募資格

- (1) 陸上競技場の維持管理業務に知識と経験を有し、本募集要項に示す指定期間中、安全かつ円滑に当該施設を維持管理及び運営することができる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。個人での応募はできません。
- (2) 連合体を構成して応募する場合
 - ① 複数の団体が連合体を構成して応募する場合は、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が申請手続を行うものとします（他の団体は構成員とする。）。
 - ② 連合体応募の代表団体、構成団体は、重ねて単独の団体としては応募できません。また、複数の連合体の構成員になることはできません。
- (3) 応募に関する資格要件
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
 - ② 応募書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けていないこと。
 - ③ 木更津市税（ただし、木更津市内に事業所がある場合に限る）、法人税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。
 - ④ 代表者、役員又はその使用者が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者に該当しないこと。
 - ⑤ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会

又は関係機関に認定された日から2年を経過していない者に該当しないこと。

- ⑥ 次に示す暴力団排除措置事由に該当しないこと。
- ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - イ. 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ. 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - エ. 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - オ. 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ. 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- ⑦ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に適正に加入していること。
- ⑧ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（受けている場合は、必要な措置の実施について当該労働基準監督署に報告済みであること）。

6 募集要項、仕様書及び申請様式の配布

(1) 配布期間及び配布時間

平成30年7月12日（木）から7月31日（火）まで
午前8時30分から午後5時まで

(2) 配布場所

木更津市健康こども部スポーツ振興課 管理担当（木更津市役所朝日庁舎）
〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号

(3) 郵送による配布

- ① 郵送を希望する場合は、250円分の切手を貼付した返信用封筒（角2サイズ以上）を同封の上、木更津市健康こども部スポーツ振興課あて請求してください。
なお、木更津市ホームページからもダウンロードできます。
- ② ファクス、電子メール等による配布は行いません。

7 応募手続き

(1) 応募書類

応募書類は、次の表のとおりです。

連合体で応募する場合は、①、②、③、⑩、⑪以外の書類は、すべての構成員ごとに提出してください。

提出書類	提出部数
① 指定管理者指定申請書（別記第1号様式）	正1部
② 指定施設の管理に係る事業計画書（様式第1号） 平成31年度から平成34年度までの事業計画について提案してください。	正1部・副10部
③ 指定施設の管理に係る収支計画書（様式第2号） 平成31年度から平成34年度までの収支計画について提案してください。	正1部・副10部
④ 団体の経営状況を説明する書類 財務状況を明らかにすることができる書類であり、法人にあっては、決算書類（申請日の直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び資産等の状況を示す書類）等であり、その他の団体にあっては、申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書等です。	正1部・副10部
⑤ 団体の組織及び概要を記載した書類 団体の組織、沿革その他の事業の概要を記載した書類	正1部・副10部
⑥ 団体役員表（様式第3号） *応募団体及びその役員の情報、警察に提供することについての同意書	正1部・副10部
⑦ 団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	正1部・副10部
⑧ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書	正1部・副1部
⑨ 納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書各1か年分（市税については「市税完納証明書」。） [注]	正1部・副1部
⑩ 構成団体を記載した書類（様式第4号） （※法人で連合体を構成した場合）	正1部・副1部
⑪ 連合体協定書（様式第5号） （※法人で連合体を構成した場合） 構成団体の役割分担等を明らかにし、連合体結成を証明できる書類	正1部・副1部

[注]

- ① 木更津市内に本社がある場合は、市税（法人市民税・代表者個人の市県民税）及び国税（法人税・消費税及び地方消費税）・・・市内業者
- ② 木更津市内に営業所がある場合は、市税（法人市民税）・千葉県税（法人事業税・法人県民税）及び国税（法人税・消費税及び地方消費税）・・・準市内業者
- ③ 千葉県内に本社がある場合は、千葉県税（法人事業税・法人県民税）及び国税（法人税・消費税及び地方消費税）・・・県内業者
- ④ 千葉県外に本社がある場合は、国税（法人税・消費税及び地方消費税）及び千葉県内に営業所等があるものは、千葉県税（法人事業税・法人県民税）・・・県外業者

※ 上記③及び④に該当するもので法人又は代表者個人に木更津市税が課税されている場合は、その納税証明書を添付してください。

法人登録のない団体においては、代表者の所得税及び代表者個人に木更津市税が課税されている場合は、その納税証明書を添付してください。

新設会社の場合は、法人設置等報告書の控えとします。

(2) 応募受付場所

木更津市役所健康こども部スポーツ振興課 管理担当（木更津市役所朝日庁舎）

(3) 受付期間及び受付時間

平成30年8月21日（火）から8月31日（金）まで

午前8時30分から午後5時まで

(4) 提出方法等

応募書類は、持参に限ります。

また、提出期限後における応募書類の変更及び追加は認めません。

なお、提出書類「正・副」（11部）にはインデックス（見出し）を付してください。

(5) 追加書類の提出

木更津市が必要と認める場合は、本要項7.（1）で定める提出書類以外の書類の提出を求める場合があります。

(6) ヒアリングの実施

木更津市が必要と認める場合は、応募書類の提出後に申請団体に対してヒアリングを実施する場合があります。

(7) 応募者が運営する類似施設等の実地調査

木更津市が必要と認める場合は、申請団体が運営する類似施設等の実地調査を行う場合があります。

(8) 著作権の帰属

応募書類の著作権は申請団体に帰属します。ただし、木更津市は指定管理者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

(9) 特許権等

申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとする。

(10) 費用の負担等

① 応募に関する費用は、すべて申請団体の負担とします。

② 応募書類は返却しません。

(11) 応募団体が1団体のみの場合

指定管理者の募集に対し、応募団体が1団体のみであった場合においても、指定管理者候補者選定委員会での審査を経て選定するものとする。

8 説明会の開催

(1) 開催日時

平成30年8月6日（月）午後1時30分から

(2) 開催場所

木更津市朝日三丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎 会議室F

(3) 参加申込み

- ① 参加を希望する団体は、平成30年8月1日（水）午前11時までに、スポーツ振興課窓口、ファクス又は電子メールで申し込みください。（別紙1：説明会参加申込書）
※ファクス等で申し込む場合には、必ず送付した旨の電話連絡をお願いします。
- ② 説明会の参加者は、各団体2名以内でお願いします。

9 公募内容に関する質問

募集要項等の公募内容に係る質問は、次により行ってください。

(1) 質問の方法

直接提出（土日除く）、郵送、ファクス、電子メールのいずれかで行ってください。（別紙2：質問書） ※郵送等で送付する場合には、確認のため、必ず送付した旨の電話連絡をお願いします。

(2) 質問の受付期間

平成30年8月6日（月）午後4時から8月9日（木）午後3時まで（必着）

(3) 質問の受付場所

木更津市健康こども部スポーツ振興課 管理担当（木更津市役所朝日庁舎）

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、募集要項等を配布した団体及び説明会に参加した団体に対して、平成30年8月10日（金）までにお知らせします。

10 指定管理者候補者の選定等

(1) 選定等の進め方

木更津市が設置する外部委員を含めた指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において応募者（申請団体）の順位付けを行い、第1位の者を指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）として選定します。なお、指定候補者の選定に当たり選定委員会が必要と認めたときは、申請団体に説明を求める場合があります。また、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

(2) 審査内容

選定委員会における指定候補者の選定に当たっては、次の選定基準及び審査（評価）基準並びに配点ウェイトにより審査します。

選定基準 (条例規定事項)	審査（評価）基準	配点 ウェイト
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・ 公の施設を管理するに相応しい組織としての理念、姿勢が示されているか。 ・ 施設の設置目的と提案された管理運営方針が合致しているか。	10点
	(2) 利用者の平等な利用の確保について ・ 施設運営における市民の平等な利用について考慮されているか。 ・ 事業内容等が一部の市民、団体等に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	10点
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設の設置目的との適合性について ・ 施設の設置目的を理解した内容となっているか。	4点
	(2) 利用者に対するサービスの向上について ・ 利用者の要望を把握し、サービスの向上に反映するための方策は、具体的であり、現実性が高いものか。	5点
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて ・ 施設の利用を促進させる方策（宣伝・広報等）がとられているか。	4点
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について ・ その他新規、魅力的な提案はあるか。	4点
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて ・ 維持管理は効率的に計画されているか。 ・ 経費の縮減及び効率的な管理運営のための創意工夫がみられるか。	5点
	(6) 施設管理の安全性への配慮について ・ 施設の安全管理について具体的な対応がはかられているか。 ・ 緊急時対策や防災対策はとられているか。	4点
	(7) 事業計画の実現可能性について ・ 事業計画は具体的であって、実現可能なものか。	4点
	(8) 指定管理料の相対的評価について	20点

3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について ・ 提案された書類等から、施設管理への意欲、熱意が感じられるか。	5点
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について ・ 類似施設の管理運営実績があるか。 ・ 類似施設を管理運営した経験を有する者がいるか。	5点
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・ 職員構成、職員数、職員採用、確保の方策は適切か。 ・ 職員の指導育成、研修体制は十分か。	5点
	(4) 団体の安定性、継続性について ・ 安定的、継続的に運営ができる財務状況であるか。	10点
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について ・ 個人情報保護制度の有無、または制度化する意志の有無について。 ・ 情報公開制度の有無、または制度化する意志の有無について。	5点
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について ・ 収入、支出の積算と事業計画との整合性は図られているか。	5点
	(7) 収支計画の実現可能性について ・ 収支計画の実現可能性はあるか。	5点
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 陸上競技場の発展と向上への寄与について ・ 木更津市の陸上競技場の発展と向上への寄与及び本市のスポーツ振興について具体的で効果的な自主事業等の提案。	10点
合計点数		120点

※最低基準点 64点

(3) 選定結果

- ① 指定候補者の選定は、平成30年10月に行う予定です。
- ② 選定結果は、申請団体全員に通知します。
- ③ 指定候補者の選定後、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表します。

(4) 木更津市議会の議決等

- ① 木更津市は、地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案（以下「指定議案」という。）を平成30年12月木更津市議会定例会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

② 次に掲げる場合であっても、指定候補者が陸上競技場の管理運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、木更津市は一切補償しませんのであらかじめご了承ください。

ア 上記①の議案を木更津市議会が否決したとき。

イ 上記①の議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。

ウ 上記①ただし書により、木更津市が指定候補者の選定を取り消したとき。

11 指定管理者の指定手続等

(1) 指定管理者の指定

指定議案の議決後に、指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、告示するとともに、当該指定候補者に「指定管理者指定通知書」により通知します。

(2) 指定管理者との協定締結

前記(1)の手続の後、指定管理者は木更津市と協定を締結します。

(3) 協定内容

- ① 事業計画書に関する事項
- ② 指定施設の利用料金に関する事項
- ③ 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- ④ 市が支払うべき指定施設の管理費用に関する事項
- ⑤ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑥ 指定施設の管理に関し保有する個人情報（木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項
- ⑦ 指定施設の管理に関し保有する情報の公開に関する事項
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

12 指定管理者の指定の取消

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- (1) 管理運営する施設の置条例又は協定の規定に違反したとき。
- (2) 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
- (3) 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき。
- (4) 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失ったとき。
- (5) 申込時に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。
- (7) 指定管理者の指定管理業務以外における法令違反等により、管理業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

- (8) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき。
- (9) 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき。
- (10) 指定管理者から、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき。
- (11) 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。
- (12) その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

13 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

14 留意事項

(1) 接触の禁止

指定管理者候補者選定委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合は取り消し。）となることがあります。

(2) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合には、指定管理者候補者選定委員会開催の10日前までに、辞退届を提出してください。

15 市内雇用配慮

本業務により、新たに発生する雇用については、率先して木更津市民の雇用を図るものとします。

16 公租公課の取扱い

指定管理者による公の施設の管理に伴い、当該指定管理者については、法人等にかかる法人市民税（法人県民税）、事業を行う者にかかる事業所得税、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税などの納税義務者となる可能性があります。なお、指定管理を行う施設を事業所として木更津市に法人市民税の届出を行うこと。

詳しくは、市税については市役所市民税課及び資産税課へ、県税については木更津県税事務所（TEL0438-25-1110）へお問い合わせください。

17 問い合わせ先

木更津市健康子ども部スポーツ振興課 管理担当

〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号

電話 0438-23-5319

ファクス 0438-25-3991

メールアドレス [taiiku@city.kisarazu.lg.jp](mailto:taiku@city.kisarazu.lg.jp)